

オープンカウンター方式による見積合わせについて

令和8年2月20日

分任支出負担行為担当官

関東森林管理局

大井川治山センター所長 後藤 寿也

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加を希望される方は、期日までに見積書の提出をお願いします。なお、本業務に係る契約締結の条件は、令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされた場合とします。

記

- 1 件 名 3号物件 デジタルカラー複合機保守管理業務（1台）
- 2 契約内容及び条件 デジタルカラー複合機保守管理契約書（案）による
- 3 契約期間 自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日
- 4 設置場所 静岡県榛原郡川根本町千頭950-2
大井川治山センター 事務室内
- 5 契約の締結日 令和8年4月1日（※10（2）に注意すること）
- 6 参加資格
 - （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中の特別の理由がある場合に該当する。
 - （2）関東森林管理局長から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領（平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - （3）令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」に登録され「東海・北陸地域」の競争参加資格を有する者であること。
 - （4）保守管理業務の実績があること。※ 参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とする。
- 7 見積書の提出方法
 - （1）見積方法
価格は予定数量に単価を乗じて得た総額とする。なお、見積書に記載する金額は、

見積書を提出する者が消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。また、見積内訳書を添付すること。

(2) 見積書提出の日時・場所

日時 令和8年3月11日(水) 16時00分まで

場所 大井川治山センター 技術専門官(総務)

電子メール送付先 ks_ooigawa_postmaster@maff.go.jp

※見積書には必ず日付を記入してください。押印は不要、締切日必着です。

持参、郵便及び電子メールによる提出を認めます。

持参、郵便の場合は送付用封筒の表に「《件名》見積書在中」と明記し、封緘のうえご提出ください。

電子メールの場合、メールの件名を「《件名》見積書」とし、押印せずに作成した見積書をPDFにより送信してください。

(3) 参加資格証明書類の提出

見積書には次の書類を添付すること。

ア 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する場合は、資格を証する資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

イ 6(4)の資格を証する過去における保守管理業務の実績証明(契約書の写し等)

8 契約相手方の決定及び通知

(1) 提出された有効な見積書のうち、最低価格を提示した者を契約相手方とする。

(2) 上記(1)において同価の見積りがあった場合は、当該者にくじを引かせて決定する。なお、くじを引く者がいない場合は、これに代わって見積合わせ執行事務に関係のない職員にくじを引かせて契約相手方を決定するものとする。

(3) 見積合わせは締切り後即日実施し、結果は契約の相手方として決定した者にのみ電話等で通知する。

9 契約保証金 免除

10 その他

(1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を必ず確認すること。

(2) 本見積依頼にかかる契約締結の条件は、令和8年度予算(暫定予算を含む。)が成立し、予算示達がされた場合とする。契約締結日は令和8年4月1日、履行開始は同日とする。ただし、令和8年度予算が成立しなかった場合には契約締結日はその予算成立日とする。また、暫定予算となった場合には、予算措置が全額計上されているときは全額での契約とするが、全額計上されていないときは、全体の履行期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とし、予算成立後に変更契約とする。

11 配付資料 契約書(案)・見積書・見積内訳書・委任状

(担当：大井川治山センター 技術専門官(総務))

TEL 0547-59-3344

デジタルカラー複合機保守管理契約書（案）

分任支出負担行為担当官代理 関東森林管理局 大井川治山センター所長 後藤 寿也（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、デジタルカラー複合機（以下「複合機」という。）の保守管理に関し、次の条項により契約を締結する。

契約条項

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、複合機が常時正常な状態で使用できるように保守を行い、必要なトナー等（以下「消耗品」という。ただし、用紙を除く。）を円滑に供給することを目的とする。

（契約期間）

第 2 条 契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（保守対象物件）

第 3 条 保守対象物件は、大井川治山センター設置の機種 RICOH IM CW2200 1 台とする。

（料金）

第 4 条 保守料は、別表 1 の単価のとおりとする。

なお、年間予定金額については、年間使用予定枚数に対する金額であり、年間実支払総額に変動が生じても異議を申し立てないものとする。

（保守）

第 5 条 乙は、複合機を常に良好な運転状態を保つように定期的に点検及び調整を行うものとする。

2 乙は、複合機が故障したときは、直ちに正常な状態にしなければならない。

（消耗品の供給）

第 6 条 乙は、消耗品が不足しないよう事前に供給するものとする。

（消耗品の所有権）

第 7 条 消耗品の所有権は乙に属し、甲は、善良な管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。

2 甲は、消耗品を原状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

(検査)

第 8 条 乙は、毎月末に複合機のカウンターを確認し、当該月の使用枚数について甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。

(代金の請求)

第 9 条 乙は、前条の検査が完了したときは、前条に定める検査によって確定した複合機ごと及びカラーごとの数量（以下「確定数量」という。）から別表 1 で定める不良出力控除率に確定数量を乗じて得た数量の差分に単価を乗じて得た金額の合計額を請求するものとする。

2 前項の複合機ごとの合計額が別表 1 の月額基本料金に達しない場合、月額基本料金をその複合機における当該月の請求額とする。

(代金の支払)

第 10 条 甲は、乙が提出する適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第 11 条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100 円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前 2 項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、保守の実施に当たり、知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、また、他の目的に利用してはならない。

(業務の履行責任)

第 13 条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは（以下「契約不適合」という。）、甲は、乙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下単に「履行の追完」という。）を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、乙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲の催告による解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約について、乙が契約上の義務違反又は不正行為をしたと甲が認めたとき。

(甲の催告によらない解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第12条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、乙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 第 19 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合)

第 16 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の任意解除権)

第 17 条 甲は、業務が完了しない間は、第 14 条又は第 15 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第 18 条 甲は、第 14 条及び第 15 条の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(乙の催告による解除権)

第 19 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合)

第 20 条 前条に定める事項が乙の責めに記すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 21 条 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（談合等の不正行為に係る解除）

第 22 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 23 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(消耗品の返還)

第24条 甲は、この契約が終了したときは、消耗品を乙に返還しなければならない。

(相殺)

第25条 この契約により、甲が乙から取得すべき違約金等があるときは、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

(その他)

第26条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

(特約事項)

別紙1のとおり

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 静岡県榛原郡川根本町千頭 950-2
分任支出負担行為担当官
関東森林管理局 大井川治山センター所長 後藤 寿也 印

乙 住所
氏名 印

別紙 1

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうロゴ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別 表 1

1 デジタルカラー複合機保守管理予定金額（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
 （1）IM CW2200型デジタル複合機（保守サービス料金）

区分	数量	単位	単価(円)	金額(円)	備考
① 基本料	1	台			
② モノクロ(予定数量/月)	100	カウント			不良出力控除率1%
1カウントから200カウント	100	カウント			
201カウントから500カウント		カウント			
501カウント以上		カウント			
③ フルカラー(予定数量/月)	100	カウント			不良出力控除率1%
1カウントから200カウント	100	カウント			
201カウントから500カウント		カウント			
501カウント以上		カウント			
1箇月あたり合計					

*上記保守料金には、定期交換部品代を含み、消耗品代（インクタンク等）を含まないものとする。

*印刷サイズによるカウンター進行数は、A4/A3/B4では1カウント、A2/B3では2カウント、A1/B2では3カウント、A0/B1では5カウント進む。

*不定形サイズの場合は、印刷する幅や長さによって進むカウント数が異なる。

（例：A0サイズの2倍の長さを印刷した場合は、10カウント進む）

*モノカラーカウンターは、単色・2色・白黒モード及び自動カラー選択で白黒判定された出力、または4色のうち2色以下を使用して出力する場合においてのみ、このカウンターが進む。

*フルカラーカウンターは、フルカラーモード及び自動カラー選択でフルカラー判定された出力、または4色のうち3色以上を使用して出力する場合においてのみ、このカウンターが進む。

（2）年間予定金額

区分	品名	数量	単位	1ヶ月金額(円)	年間予定金額(円)	備考
保守料	複合機(1台分)	12	箇月			
消費税						
合計						

2 仕様事項

(1) 契約形態

上記対応機種に関して、定期・随時の機器の点検・修理及び消耗品（用紙を除く。）の供給を複写枚数に応じ代金を決定するカウンター方式とし、契約形態はそれぞれ1単位当たりの単価契約とする。

(2) 運用・保守等

ア 使用上において起こり得る故障修理に関する保守を行うこと。

イ 常時、良好な状態を保つため、定期的なメンテナンスを行う。

ウ 故障等が発生した場合は、迅速に対応できるようにする。

エ 保守対応受付時間は原則9時00分から17時00分とする。

(3) 保守実施報告

点検及び故障修理の実施にあたっては、作業開始及び終了時に担当職員に速やかに報告し、作業終了後に担当職員に対して任意の報告書を提出すること。

(4) その他

ア 保守員は、機器が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術を保持すること。

イ 保守員は、身分証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示すること。

ウ 保守員は、保守作業にあたり知り得た情報（公知の情報等を除く。）に関し、第三者に開示、漏洩又は他の目的に使用してはならない。

エ 詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

様式第1号（第3条）

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
大井川治山センター所長 後藤 寿也 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥

ただし デジタルカラー複合機保守管理業務（1台）の代金

- ① 上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に10%に相当する額を加算した額である。
- ② 見積価格の内訳については別紙のとおり。

上記のとおり、「関東森林管理局署等随契約見積心得」及び見積依頼書記載事項を承知の上、見積りします。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものと
する。

(見積内訳書)

※1枚当たり保守料金単価は、小数点2位以下切り捨てとする。

設置機種 : リコー IM CW2200(大井川治山センター)

区分	数量	単位	単価(円) (税抜き)	金額(円) (税抜き)	備考
① 基本料	1	台			
② モノクロ(予定数量/月)	100	枚			不良出力控除率 %
1カウントから200カウント	100	枚			
201カウントから500カウント		枚			
501カウント以上		枚			
③ カラー(予定数量/月)	100	枚			不良出力控除率 %
1カウントから200カウント	100	枚			
201カウントから500カウント		枚			
501カウント以上		枚			
1箇月あたり合計					
・予定数量は不良出力控除後の数量として算出する。なお、201カウント以上については、単価のみ記載する。 ・機器の点検・調整・修理及び定期交換部品の料金を含み、トナー、廃トナーボックス等の消耗品代は含まない。					

(消費税を含まない)

区分	品名	数量	単位	1ヶ月金額(円)	年間予定金額(円)	備考
保守料	複合機(1台分)	12	箇月			見積書に記載する金額

※ 1ヶ月保守料は、基本料と各カウンター料金合算額の、どちらか高い金額とします。

住所

会社名

代表者氏名

代理人

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名 デジタルカラー複合機保守管理業務（1台）
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官
関東森林管理局
大井川治山センター所長 後藤 寿也 殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。